

第4回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：令和2年4月10日（金）13:51～14:52

会場：広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

ただいまから、第4回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は4月1日より中国四国厚生局年金審査課長を拝命いたしました松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、いくつかご連絡、それからお願いをさせていただこうと思っております。はじめに、本日の総会でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、密閉・密集・密接を避けるため、入口のドア、それから窓ガラスを開けた状態にさせていただいております。今日は少し寒いですが、また状況を見ながら調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本会議の発言につきましては、総会議事録を作成するため、本会場において業者の方に録音をお願いしております。さらに厚生局のホームページに掲載用の写真を撮らせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

また、池村委員、石川委員、大本委員、塩田委員、中村委員の5名の委員におかれましては、本日4月10日付で当審議会委員に再任され、ご出席をいただいております。本来であれば、5名の皆さまに直接、任命通知書をお渡しすべきところではありますが、時間の都合もございますので、あらかじめお手元の封筒に入れさせていただいております。恐縮ではございますが、ご確認をいただければと思います。

なお、本日ご欠席の委員の方につきましては、郵送にて送らせていただこうと思っております。他の委員におかれましては、当審議会委員の任期中でありますので任命通知書の交付はございません。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日お配りをしております資料の確認をさせていただきます。お手元の「配布資料（一覧）」を見ながらご確認をお願いいたします。

まず「議事次第」でございます。本日は議題を5つ準備しておりますので、よろしくお願いいたします。それから「委員名簿」「座席表」、議題ごとの審議資料といたしまして、資料1-1「審議会規則」、資料1-2「審議会運営規則」、資料3「審議会運営規則の改正案」、資料4として「平成30年度事業状況及び令和元年度上期概況」をお配りしております。なお、資料2といたしまして「部会に属すべき委員一覧表」を準備しておりますが、議題2において、会長からご指名を受ける際に配布をさせていただきます。

お配りしました資料に不足がありましたら事務局までお申し出ください。また、本日配布いたしました総会資料につきましては、本会議終了後、事務局で委員の皆さまの机の上に用意しておりますファイルのほうに編綴をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当審議会の委員の方々をご紹介させていただきます。お手元の「座席表」をご覧ください。恐縮ではございますが、お名前のみ、「座席表」に沿ってご紹介をさせていただきます。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）
池村委員でございます。

○池村委員
池村です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）
石川委員でございます。

○石川委員
石川でございます。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）
石田委員でいらっしゃいます。

○石田委員
石田です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）
畝田谷委員でいらっしゃいます。

○畝田谷委員
畝田谷と申します。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）
大本委員でいらっしゃいます。

○大本委員
大本です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）
柳瀬委員でいらっしゃいます。

○柳瀬委員
柳瀬です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）
江口委員でいらっしゃいます。

○江口委員

江口です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

兼田委員でいらっしゃいます。

○兼田委員

兼田です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

木下委員でいらっしゃいます。

○木下委員

木下です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

塚田委員でいらっしゃいます。

○塚田委員

塚田です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

對馬委員でいらっしゃいます。

○對馬委員

對馬です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

中嶋委員でいらっしゃいます。

○中嶋委員

中嶋です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

中村委員でいらっしゃいます。

○中村委員

中村です。よろしくお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

なお、植田委員と塩田委員におかれましては、本日はご欠席でありますことをご報告いたします。以上、本日の総会にご出席をいただいている委員は13名でございます。

それでは、開会に先立ちまして、中国四国厚生局長 大鶴よりごあいさつを申し上げます。

○大鶴（中国四国厚生局長）

中国四国厚生局長の大鶴でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、ご参加をいただきましてありがとうございます。日ごろから年金事業につきまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことをお礼申し上げたいと思います。

既にご承知のとおり、政府を挙げて新型コロナウイルス対策を進めております。今日は、会長選任という重要な議題がありますのでお集まりいただきましたが、万全を期すために風通しをよくするなど、少し無理をお願いしているところをご容赦いただきたいと思います。また、今日は多数の議題を用意しておりますが、コロナ対策もありまして、できるだけ効率的に進めたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。円滑かつ充実したご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、私からのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

続きまして、事務局の出席者を紹介いたします。

中国四国厚生局 前川年金管理官です。

○前川（中国四国厚生局年金管理官）

前川です。よろしくお願ひします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局 長谷川年金管理官です。

○長谷川（四国厚生支局年金管理官）

長谷川です。よろしくお願ひします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局 松本年金審査課長です。

○松本（四国厚生支局年金審査課長）

松本でございます。よろしくお願ひします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

総会の議事進行は、会長が行うこととなっておりますが、中村会長におかれましては、本年4月9日付

を持って任期満了となっております。審議会規則第五条第3項により、会長選出までの間は会長代行により議事を進行していただくこととなります。

それでは、江口会長代行、よろしくお願いいたします。

○江口会長代行

江口でございます。委員の皆さま、ご多忙の折、ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、会長が選出されるまでの間、議事進行をさせていただきます。

はじめに、本会議の公開・非公開について、運営規則第十条により原則として非公開となっておりますが、議題1の「会長の選任について」は従来から公開としております。ただし、今回は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、非公開といたします。なお、議題2以降の公開・非公開の取り扱いについては、会長選任後、改めてご判断いただくことといたします。

次に、本日の出欠状況と会議の成立について、事務局から報告をお願いします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

委員総数15名に対しまして13名の委員の方にご出席をいただいております。審議会規則第七条第1項による過半数以上の委員の方のご出席が認められます。従いまして、本日の会議は、その定足数を満たしておりますので成立していることをご報告いたします。

【議題1】

「会長の選任について」

○江口会長代行

それでは、本日の議題に入ります。

議題1「会長の選任について」です。地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、お手元の資料1-1「地方年金記録訂正審議会規則」第五条第1項に「審議会に、会長を置き、委員の互選により選出する」とされております。会長の推薦にご意見のある方はいらっしゃいますか。この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。

どうぞ。

○柳瀬委員

中村委員に、引き続き会長をお願いしたいと思います。

○江口会長代行

ただいま、柳瀬委員から「中村委員に引き続き会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありました。他の委員の皆さま、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○江口会長代行

「ご異議なし」ということで中村委員に会長をお願いしたいと思いますが、中村委員、よろしいでしょうか。

○中村委員

せっかくのご指名ですので謹んでお受けいたします。

○江口会長代行

それでは、中村委員、よろしくお願いいたします。

○中村会長

ただいま、当審議会の会長に再度選出されました中村です。簡単に一言だけごあいさつを申し上げます。

皆さんご存じのとおり、年金記録の訂正請求の審議につきましては、国民の老後生活に大きな影響を与えることから、公正さ、公平さが求められております。委員の皆さま方におかれましては、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これから議事を進行いたします。

<議題2以降の公開・非公開について>

まず、議題2以降の公開・非公開について判断をいたします。運営規則第十条では、原則として非公開となっております。議題2ないし4につきましては、当審議会の運営に支障をきたす内容ではないことから公開も可能ではありますが、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため非公開とします。なお、議事要旨及び資料につきましては、当厚生局のホームページにおいて公開いたします。議題5につきましては、事務局が用意している内容から、当審議会の事務手続きや運営に支障が生じる可能性があると考えられますので、原則どおり非公開とさせていただきます。

事務局は、運営規則第十三条3項に基づき議事録を作成するとともに、同条第1項、第2項に基づき、議事要旨を作成してください。また同条第4項により、議事録署名者として、私のほか、木下委員と石田委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

これから議題に入りますけれども、本日の総会は、ご承知の事情により、できるだけ時間短縮で行いたいと思っております。ご理解をよろしくお願いいたします。

【議題2】

「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」

○中村会長

それでは、議題2、当審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入ります。事務局は指名の取り扱いについて説明をお願いいたします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

お手元の資料1-2「審議会運営規則」第三条第1項、資料1-1「審議会規則」第五条の第3項、同規則第六条第2項及び第3項におきまして、副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長につきましては、会長にご指名をしていただくことになっております。

よって、会長のほうでご指名のほうをよろしくお願いいたします。

○中村会長

それでは私から、副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長を指名させていただきますので、事務局は、資料2「部会に属すべき委員一覧表」を配布してください。

（資料2配布）

○中村会長

まず、副会長につきましては、当審議会の地理的な要因から、四国地方におかれる部会の状況を把握できる方がよいと考え、引き続き柳瀬委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、会長代行につきましては、会長に事故等があったときや委員の改選期において会長が欠けるときなどに会長としての職務をお願いすることとなりますが、私と任期が異なる中国地方の委員の中から、引き続き江口委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、部会に属すべき委員及び部会長の指名についてです。例年ですと、議題にかかる資料に基づいて、口頭で告知するかたちで指名をさせていただいておりますが、運営規則上、指名の方法についての限定はないことから、時間短縮のため、口頭での告知に代え、お手元の資料2に記載のと通りの指名とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、資料2にある部会長の下、中国四国厚生局長または四国厚生支局長から諮問のありました年金記録の訂正請求の個別事案について、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議題3】

「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則の改正（案）について」

○中村会長

次に議題3「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則の改正（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

お手元の資料3、改正案を見ていただきたいのですが、この説明に入る前に少しお話をさせていただきますと、皆さまご承知のように新型コロナウイルスの関係で、本日の総会の開催につきましても、開催が危ぶまれたところがございます。このたびの改正案でございますが、今後、このような大規模災害など不測の事態に備えて改正案を提案するものでございます。

改正案の具体的な内容ですが、資料3の2ページ、3ページの下線部をご覧いただきたいと思います。まず2ページ目ですが、第八条の二として「議決の特例」というかたちで、この事項の追加を考えております。それから3ページですが下の所、第十六条「部会への適用」を追加ということでさせていただいております。内容といたしましては、先ほど言いましたように第八条の二として「議決の特例」の追加で、その内容を部会へも適用ということですが、端的に申し上げますと、総会と部会につきまして持ち回り決議を可能とする改正案でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明がありました議題3について、何かご質問、ご意見があれば、どうぞご自由にお願いたします。

○畝田谷委員

この八条の二ですが、「部会への適用」で下線部が入っていると思います。その読み替えの中に、「審議会」というものを「部会」というふうに読み替えるようになっていますが、「総会」という言葉が部会の中で読めない。「総会を開催することが困難であり」という「総会」の読み替えが。

八条の二の読み替えが、十六条として下線部で入ってきていると思いますが、この読み替えでは「審議会」というのを「部会」、「会長」とあるのを「部会長」というふうにつながっていますね。ところが八条の二を見てみると、「やむを得ない事情により総会を開催することが困難であり」となっている。部会の場合は総会という文言でいいんですか。

○中村会長

事務局のほう、分かりますか。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

もう1度お願いします。

○畝田谷委員

八条の二の読み替えですよ。十六条の読み替えの文言をそのまま当てはめて八条の二を読むと、「部会長は、やむを得ない事情により総会を開催することが困難であり、かつ緊急に総会に諮る必要があると認めるときは」というふうになってしまうのではないかと。「総会」という言葉の読み替えがないような気がするのですが。部会の中では「総会」ではなくて違う文言になるのかなと。私の読み方が間違えていなければ、八条の二の「審議会」とあるのを「部会」。

○中村会長

畝田谷委員の質問というのは、「総会」の読み替えがないという趣旨ですね。

○畝田谷委員

そうです。

○中村会長

事務局のほう、いかがですか。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

すみません、再度よく確認をさせていただきます。この場でのご回答というのはできかねるので、またその辺も含めて整理をして、皆さんのほうにご連絡をさせていただくという取り扱いにしたいのですがよろしいでしょうか。申し訳ございません。

畝田谷先生の言っておられる趣旨はよく分かりましたので、その辺を整理して、またご連絡をさせていただくということをお願いさせていただきます。

○中村会長

それでは、この議題については、畝田谷委員から指摘があった点も含めて、事務局において適宜対処すると。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

はい、そのようにさせていただきます。

○中村会長

そういう前提で、この改正案について、それ以外にご意見はございますか。

○木下委員

この八条の二だったら、会長が提案されたものについて賛否を決めるだけの話であって、提案の内容を議論する文章にはなっていないので、会長が全て決めて、その賛否だけという感じにしか、この特例では読み取れないのですが、それでよろしいのでしょうか。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

今の木下先生のご質問は、会長のみがその賛否をする決定権を持っているのかというご趣旨でしょうか。

○木下委員

決定権ではなくて、提案する内容は、会長が決められたものについて、ほかの委員が反対か賛成かをすただけの特例にしかになっていない。だから、総会で決める内容について議論するのではなく、イエスカノーカだけについてしか、この特例は利かないのではないですか。

○前川（中国四国厚生局年金管理官）

これは年金局のほうから、全国的に改正案の指示が、来ていて、それに基づいてやっていますので、本省に確認をして、また改めて提案させていただければと思います。

○中村会長

それでは、今日の議題としては留保ということになりますか。どうでしょうか。

○大鶴（中国四国厚生局長）

すみません。これは申し上げましたとおり、今、各厚生局で横並びで議論されている状況だと思います。この書き方としては、賛否を求めるというのは、オーソドックスにはマル・バツを付けて多数決という考え方だと思います。それで足りないような会を予定して、この規定を作っておくべきなのかどうかというところは、本省も、あまり意識がなかったことではないかなと思います。

基本的には、個別案件の訂正や不訂正に了解をどう取るかということについて、比較的集まっていたり、かなくともご了解が取れそうな案件についてこの規定で了解を取るようなことを念頭に、この規定が作られていると思っております。

○木下委員

簡単なもののイエスかノーかだったら、別に緊急の特例を作る必要はないのではないかと思います。重要なことがあるから特例を作るのではないんですか。

提案するものが、今言われた細かいことで、簡単なものでイエス・ノーを採るだけだったら、わざわざ特例みたいにしないでいいような気がするのですが。今回のコロナみたいなことで全員が集まらないときに重要なことを決めるときはどうするんですか。

○大鶴（中国四国厚生局長）

やはり重要なことで意見を交わす必要がある場合はあまり前提としていないというのがこの規定の基本的な考え方ではないかと思っております。訂正処理をしてあげないといけないようなことで、災害等で皆がなかなか集まれないけれども、できるだけ早いタイミングで認めてあげたいというとき、審議会としての了解を取って進めていくのに、この規定が有効に動くのではないかと思います。

それ以外の場合に、この審議会として決めておくべき重要な事項についてどう対処するかというのは、今の本省の中で、ウエートを持って議論されたかというのははっきりしません。先生方のご意見で、もし重要な事項についても、緊急性があるような場合として、具体的にどういうときをお考えかというのはありますか。また、それについては提案できるようなことを入れるべきではないかとか、賛否のほか意見の提案ができるかたちでないといけないのではないかとか、規定で賛否等の中に意見出したいなことも含めて理解していくべきではないかとか、ご意見があれば言っていただいで、できればそのコンセンサスを基に、厚労省と調整をして、先生方のご意見の範囲内であればご了解いただいたとするほうが効率的かなと思っています。

先ほどの総会と部会の読み替えの点も、総会という位置付けがこれまでの規定にないところを、今回、入れて、その読み替えがはっきりしなくなっているということですので、その読み替えの明確性も厚労

省と相談したいと思いますが、その上で、規定の書きぶりはお任せいただくということでいかがでしょうか。また、賛否と併せて意見を述べることもできることとして、この書き方で読むべきだということであれば、それを含めて厚労省と調整して、そのような解釈でわれわれは進めるということができれば、そのようにさせていただきたいと思います。

○中村会長

この規則の改正案の趣旨というのは、今回のような緊急事態について対応する規定がないから提案されたのだと思うので、畝田谷委員、木下委員のおっしゃる条文上の表現の問題も確かにあろうかと思いますが、必要であれば、また厚労省と協議した上で、別途改正案を出していただくということで、今回については、規定の趣旨を尊重していただいて、一応、原案どおり改正するということがいかがでしょうか。

畝田谷委員、木下委員の意見は、事務局のほうで十分分かっていると思うので。必要であれば、字句修正等は別途改正していただくということでよろしいでしょうか。

○畝田谷委員

部会の中で総会というのではないのかなと思って。

○中村会長

確かにおっしゃるとおり。

○柳瀬副会長

今、規定を見せていただいています、総会というもの自体を特に規定したところはないのかなと思いますが、そうすると、結局、全体で集まっているのは審議会の総会で、それ自体は審議会というのと同じことを表現しているように思うのです。だから、三つに分かれている部会は、部分的な部会ごとの会議だから、それはあくまでも部会であって、総会と言っているのは審議会全体のことで、部会には総会というのではないように思います。ですから、十六条のほうで『審議会』とあるのは『部会』というのは、むしろ『審議会』または『総会』とあるのは『部会』と読み替えるようにしたほうがいいのかと思うのですが。個人的な意見ですがいかがでしょうか。

○對馬委員

この規定の中に「総会」という文言はここしか出てこないのではないですか。だから、「審議会」で通すべきであって、ここで「総会」を読み替える必要はないということ。「審議会」を読み替えばいいということだと思います。

○柳瀬副会長

あるいは、むしろ改正案の八条の二の第1項「やむを得ない事情により総会を開催することが困難で」というのを、「やむを得ない事情により審議会を開催することが困難で」というふうにしてもいいのかなと思います。

○對馬委員

そうです。ここで「総会」の持っていく方が。

○柳瀬副会長

ええ。「総会」というのが、ここだけ出てきているので。

○對馬委員

もう一つ。八条の二1項の読み方は、付議するのを文章によって付記するという事で、部会の委員さんが集まった時に付議するのではなくて、会長が事務局の指示に従って、事務局の考え方を作ったものを文章のかたちで付議すると。それに対して、そのやりとりがあって賛否を問うということだから、1項はそれでいいのではないですか。そこでやりとりがあって、賛否を問うて、2項のほうに移って、その結果を審議会の議決とすることができるということですから、1項のほうは、単に賛成ですか反対ですかということ付議するのではないと思う。そういう考え方で、こういう文章になったのではないかなと思うのですが。

○中村会長

文言の問題と解釈の問題、二通りあるかと思いますが、事務局はいかがですか。

○松田（中国四国厚生局年金審査課長）

今、先生方からお話をいただいた部分ですが、柳瀬先生からお話があった八条の二の「会長はやむを得ない事情により総会を」という所の「総会」を「審議会」という表現に替えて、「審議会を開催することは困難であり」、2行目に移って、「かつ緊急に総会に諮る必要がある」という所も、「総会」を「審議会」と替えてということであれば、読み替え規定も含めて、それは取り扱いが明確になるのではないかというお話だと思います。

今、事務局側でもその話をしておりまして、先生がおっしゃったご意見でいけば基本的な取り扱いを網羅できるかなと考えておりますので、この場で「総会」という2カ所を「審議会」という文言に替えて再度の提案ということでさせていただいて、その内容については、先ほど言いましたように本省等にも確認をいたしますが、この取り扱いについては、ご意見等を踏まえて、両方「総会」を「審議会」ということで案の訂正をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○中村会長

それでは、八条の二、第1項の2カ所ある「総会」を「審議会」に替えて再提案するということですので、この点を踏まえて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

木下委員、よろしいですか。

○木下委員

はい。

○中村会長

修正案に対してご意見もないようですので、当審議会における中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則につきましては、事務局から示された修正案のとおり一部改正することとし、本日付をもって会長決定とさせていただきます。具体的な運用につきましては、各部会において事務局と相談の上、取り扱っていただきたいと思います。

【議題4】

「年金記録の訂正に関する事業状況について」

○中村会長

続きまして議題4「年金記録の訂正に関する事業状況について」です。例年ですと、事務局から議題にかかる資料に基づいて説明してもらっておりますが、今回は時間短縮のため割愛させていただきます。何かご不明な点等がございましたら、各部会を通じて事務局へお問い合わせをお願いいたします。

【議題5】

「その他」

○中村会長

それでは、本日最後の議題5「その他」について、事務局のほうで資料を配布してください。

(資料配布)

○中村会長

それでは事務局から説明をお願いします。

(終了)